

## 所謂『長屋王家木簡』の再検討

大山誠一

### はじめに

平城京左京三条二坊一・二・七・八坪の地は、デパート建設に伴う一九八六年以來の発掘調査の結果、奈良時代前半には四坪全体が一括して一人の貴族の邸宅であったことが確認された。そしてさらにその邸宅の所有者についても、邸内複数の場所から「長屋親王宮」「長屋皇宮」と記された木簡が出土したことから長屋王であることが確実とされ、そのため邸内東南隅の溝(SD〇一四)より大量に出土した木簡を掲載した一九八九年五月発行の『平城宮発掘調査出土木簡概報(二十一)』は、その副題を「長屋王家木簡」とされたのである。

しかしこのような新出資料の場合、その性格の決定にはすこぶる慎重さを要することは言うまでもあるまい。そして今あらためて木簡の内容を検討してみると、やはりこの地を長屋王邸と断定したことには多くの疑問が存することに気付くのである。たとえ「長屋

親王宮」「長屋皇宮」という木簡があつても、私見ではそれらはこの地を長屋王邸とする決定的な根拠とは見なし難く、むしろ邸の所有者として他のより妥当な人物を想定する余地があると考える。

ところで、この邸宅の所有者がはたして長屋王であつたかという点に関する疑問は必ずしも珍しいことではない。既に木簡が最初に本格的に報告された一九八八年十二月三日の木簡学会において、報告者の綾村宏氏はこの地を長屋王跡と推定しつつも、家政機関の官名に扶・従・大書吏・少書吏という名称が見えるのは、木簡の年代である和銅四年から靈亀二年段階に従三位から正三位<sup>(1)</sup>であった長屋王家にふさわしくなく、また長屋王を親王、その家を宮と称したり、木簡中に多数の帳内の語が見えるのに資人の語がまったく見えず、さらに大命・侍従・大贊・御贊といった本来は天皇に固有な筈の語が見えることも「王」である長屋王にはふさわしくないという疑問を提起されていた。そしてその疑問は古代の基本的な身分秩序に関わるだけに、綾村氏のみでなく報告を聞いた全ての研究者が一様に抱いた矛盾であった筈である。ところが不思議なことに、その

後誰もその矛盾を本格的に追及しようとはせず、次第にこの地がかつて長屋王邸であったということは既に自明なこととされるようになったのである。恐らく誰しもが「長屋親王宮鮑大贊十編」木簡の端麗な書体に感動し、さらには長屋王の高貴な血筋とその悲劇的な死を思い浮かべ、そこに法律や制度による解釈を越えたより生々しい史実を夢想したためではなかろうか。しかし、そのような態度は本来もっとも避くべきものであった。

これに対し唯一の例外として、小説家の永井路子氏は、右の矛盾を踏まえつつこの邸宅が長屋王のものではなく、むしろ氷高・吉備両内親王のものとする注目すべき見解を示された。<sup>(2)</sup> 言うまでもなく、二人は当時の元明女帝の娘であり、吉備内親王は長屋王の妻、氷高内親王はその姉で木簡の年代に含まれる靈龜元年に即位した(元正)女性であるから、さきに長屋王邸とした場合に生じた矛盾はほとんどなく、また邸内における長屋王の存在感の大きさも同時に解決されるという訳である。私はこの永井氏の理解はきわめて合理的で、大筋において支持すべきものと考える。ただ永井氏の所説には十分言い尽されていない点があるので、本稿ではそれを補いつつ自説を展開したいと思う。

## 一 邸宅の所有者

邸宅の所有者を論ずる場合、木簡のみでなく遺構全体の特徴、木簡以外の遺物の検討も不可欠であり、本稿においても隨時それらについて言及せねばならないが、何といっても重要なのは文字を記した木簡の存在である。ただその木簡も、広大な邸内あるいはその周



平城京左京三条二坊遺構図（補註参照）

辺各地から膨大な数が出土しており、その出土状況から個々の木簡が投棄された時期・事情も様々に異なっていることが想定され、それによる木簡の性格の違いも考慮せねばならない。そこで遺構全体の解説については『概報』等に譲るが、本稿で扱う木簡のうち主要なものについて、その出土地と出土した木簡の特徴を述べておくこととする。

A 左京三条二坊八坪（以下「左京三条二坊」を略す）東南の溝SD〇

一四 『概報二十一』に収録されたものは全てここより出土したものであり、これを含めて総点数は約三万五千点に上るという。判明しているかぎり、木簡の年代は和銅四年から靈亀二年にかけてのもので、他に土器・瓦・木器を多量に含むことから、この木

簡群は靈亀二年に何らかの事情で一括して投棄されたものと推測されている。木簡の内容の多くは、本稿でその所有者を検討する人物の家政機関に関わるものと推測される。

B 八坪南部中央の井戸跡SE一八〇 『概報二十』九頁以下所収。

『概報』によれば、井戸跡とはいえた戸枠はすべて抜き取られており、現状は深さ二mの土壌で、木簡の年代も養老元年（靈亀三年）に限られ、その数も削屑一〇八点を含めて一二二八点とさほど多くないということであり、養老元年当時の短期間に使用されたごみ捨て場であったと推測される。木簡としては「長屋皇宮」と記されたものを含み、内容的にはAの木簡群と共通しているが、そ

の時期が靈亀二年におけるAの一括投棄の翌年である点で注目される。

C 七坪東側に接する東二坊坊間路西側溝SD〇〇二一 『概報二十』

ではSD〇〇一とされている) 『概報二十』七頁以下所収。この溝は坊間路として奈良時代を通じて使用されたもので、本稿で扱う邸宅の外側にあたるうえ、出土した木簡にも年代を記したものがないが、「正宮」といった注目すべき語を記したものがある。なおあえて年代に言及すれば、付札と思われる木簡の地名表記が郷里制下のものであるので、その多くは靈亀元年以後のものとすべきであろう。

D 六坪流路SD一五二五 『平城京左京三条二坊六坪発掘調査報告』（以下『六坪調査報告』と略す）三十六～四十二頁所収。なお『概報十一』十七頁以下、及び『概報十三』十一頁以下にも大部分が

収録されているが、引用は全て『六坪調査報告』による。この地は七坪の南にあたり、現在園池を中心とした部分が宮跡庭園として特別史跡に指定されているが、本稿で扱う奈良朝初期にはまだ園池は造成されておらず、多少違った景観を呈していたようである。ただ六坪とその周辺全体についての私見は次節で述べることにするので、ここでは『六坪調査報告』により木簡が出土した流路SD一五二五についてのみ述べておく。同報告によれば、この

流路は奈良朝以前は菰川または菰川支流の旧河川であったが、平城京造営の際に、菰川が東二坊々間路の東側に付け替えられたため、同坊間路西側溝から七坪へ流入しさらに南流する排水路として残つたもので、京造営時に中央部を穿つて排水機能を高めたものである。<sup>(3)</sup>木簡はこの流路の堆積土下層より出土し、和銅三・七年の年紀を有するものがあることからその頃のものとしてよいようであるが、流路全体が低湿地を蛇行しており、そのくびれ部分に堆積していたとも見られるということなので、これらの木簡が六坪の遺跡固有のものか、七坪から流れてきたものか判断し難い点がある。そのことは木簡の性格を検討する場合にも微妙に影響し、「北宮」「竹野王」などの語を記したAと共通のものもあるが、「中務省少録」「海上媛」などAには見られないものもある。私見ではこれらの語も七坪から出土しても不自然ではないとも思うが、あるいは六坪の特殊性を示す可能性もあると考える。

E 八坪の北側、二条大路南側溝の北の東西大溝SD一六〇 この地は現在も調査中のことであり、木簡の年代も天平三・八年で本稿で扱う時期のものではなく、本稿では直接検討の対象とはしない。ただ『昭和六十三年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』によれば、ここから出土した木簡はAのものとは異なり何らかの公的な施設に關わるもので、出土状況も大量の土器・木製品・漆器などを伴い、大溝自体も奈良中期に一・二・七・八坪が四坪に

分割された時期に埋められたということである。それゆえ右の事実から、この四坪が天平以前には一括して個人の邸宅であったが、天平前期に公的な施設として使用され、その後天平中期に一町以下の宅地に分割される際にその資産が整理され、その一部が大溝に投棄されたと推測してよいであろう。すなわちここでは木簡よりも邸宅の変遷として注目されるのである。

本稿で検討の対象とする木簡は大略右の通りであるが、一・二・七・八坪の邸内とその周辺からは他にも多数の木簡が出土しているので、それらについては必要に応じて個々に参照することにする。さて、以上をもとに邸宅の所有者を考えることになるが、その場合次の手順に依るべきであろう。すなわち、まず第一に、邸内から出土したA・Bの木簡群のうち邸外からもたらされたものについて、その宛先名を検証することである。これにより邸宅の所有者あるいは邸宅の名称を推測することが可能であろう。第二に、木簡全体の中からこのような邸宅を所有しうる人物を検出し、同時に邸内家政機関から発給された木簡から家政機関の構造を明らかにし、その上で先の人物の中からその所有者を推測することである。そして最後に、右の第一と第二の点を踏まえて、この邸宅をめぐる様々な人間関係を論ずるというものである。以下順を追つて論ずることにする。まず、邸外からもたらされた木簡のうち宛先が示されているものは次の通りである。

所謂『長屋王家木簡』の再検討

- ① 雅楽寮移長屋王家令所 (以下略) (概報二十一・6頁-13)<sup>(4)</sup>
  - ② 長屋親王宮鮑大贊十編 (同右・35頁-398)
  - ③ • 長屋皇宮俵一石春人夫  
• 羽咋直嶋
  - ④ 封北宮進上津税使 (概報二十・10頁)
  - ⑤ 北宮進上 (概報二十一・35頁-409)
  - ⑥ 阿波国贊切海藻 北 (同右・33頁-376)
  - ⑦ 阿波国贊□□□ 北 (同右・34頁-377)
  - ⑧ 備後国葦田郡葦田里  
• 水高親王宮春税五斗 (同右・32頁-357)
  - ⑨ • 坂井郡石木部里戸主五百木部否手  
• 一石古殿 (同右・32頁-346)
  - ⑩ • 中□里右大殿御物俵  
• 一斛額田部□□手 (同右・34頁-389)
  - ⑪ 後皇子 後皇子命宮 (同右・36頁-417)
- この外、邸外ではあるが邸内からの流出の可能性を想定しうる六坪の流路 S D 一五一五からも次の木簡が発見されている。
- ⑫ • 鳴郡□  
• 北宮俵□  
• 阿須波里□  
• 北宮御物俵□□
- (同右39頁-12)

このうち①～③は長屋王、④～⑦・⑫⑬は北宮<sup>(5)</sup>、⑧は水高内親王に關わることは明らかと思われるが、⑨の「古殿」、⑩の「大殿」は当時の用法からすると特定の建造物を指すと見るべきであろう。また⑪は「後皇子」を繰り返していることから、後皇子が高市皇子を指すとしても木簡としては習書の如きものとすべきであろう。

さて、以上からこの宮の名称または所有者として、長屋王・北宮・水高内親王の三者を一応想定してよいであろう。しかしさらに子細に検討すれば、北宮・水高内親王関係の木簡がいずれも贊や出挙稻といった地方からの物品の搬入に際して、その付札としてもたらされたものであるのに対し、長屋王関係のものは若干性格が異なることに気付くであろう。物品の付札ならその搬入先である邸宅内外され、そこで処分されたとしてよいのであるが、長屋王関係の場合はそれとは別の可能性を考えねばならないのである。そこで次に、その点についての私見を述べておくことにしたい。

まず①は雅楽寮が平群朝臣広足を倭舞によって招請するというものであるが、この場合この邸宅が長屋王のもので、そこに広足がいたとすれば何ら問題はないであろう。しかし注意すべきは、この木簡が雅楽寮という公的機関からもたらされたという、Aの木簡群としてはきわめて異質な点である。Aの木簡群が一括投棄されたものであつたとしても、他のほとんどが家政機関内部のものであることを考えれば、この木簡は何らかの事情でそれに混入したと考えねば

ならないのである。加えて文書の内容が移動可能な人間を対象にしたものであつてみれば、一つの考え方ではあるが、広足が長屋王家と関係のある他の場所にいたため、そこに木簡が回覧されてきたといふことも十分考えられるのではないかろうか。少なくともこの木簡の存在によつて、直ちにこの邸宅を長屋王のものとすることはできぬであろう。

次に②のいわゆる「長屋親王」木簡であるが、これは「長屋親王」に鮑を進上した時のもので、その意味で一種の付札木簡であることは疑えない。しかしこれには次のような問題もあることを念頭に置くべきであろう。第一は貢進主体が記されておらず、また通常の贊木簡とは書式も異なることから、地方から貢進されたものとは考えられないということである。第二に長屋王を親王、その家を宮、さらには鮑を大贊と称するのはいずれも令制あるいは当時の用語法に反するということである。既に見た如く、①のようない公式の書類では正確に長屋王家とされているのであるから、これは明らかに非公式なもの、つまり私的なものと見るべきであろう。そこで、右の点を考慮してこの木簡を考えることになるが、その場合その解釈に一定の枠があることは明らかであろう。つまり長屋王を親王と呼ぶ、あるいは呼びたい人物が、長屋王をあたかも天皇になぞらえて大贊と称して鮑を私的に進上したということである。<sup>(9)</sup> その人物は長屋王に近侍する者でもよいが、おそらくは彼の妻吉備内親王であると考

えるが、なおこの点については他に関連する問題もあるので後述することにしたい。ただここで疑問となるのは、いざれにしろ付札木簡であるとすれば、その出土地点が長屋王家ではないかということであろう。しかし私見では必ずしもそう考える必要はないと考える。というのは例えば次のようない木簡がある。

・返抄 米壹拾伍斛 塩陸籠 腊捌筥 海藻式拾連

・右肆色 附即奈良万呂

二月十七日午時大伴簗麻呂

□ □櫃壺合机三前

秦道万呂  
(機報二十一・8頁-37)

これは、米・塩・腊・海藻を受領したという返抄であるが、裏面に「□ □櫃壺合机三前」とあるのはそれらの容器で、返抄と同時に持参人である奈良万呂に附して返却したということであろう。とすれば個人的贈答品の場合、そのような際に付札ごと返却するといふことも考えられよう。もちろん他の可能性を考える余地もあるが、ともかく②の木簡のみでは長屋王家の所在を確定できないことを指摘しておきたい。

最後に③であるが、木簡の意味は長屋皇宮に春米一石を人夫の羽昨直嶋が運ぶというものであろう。この場合貢進（納入）主体が記されていないことから年料春米のような何らかの税といったものではないであろう。おそらく納入主体を記さなくとも自明な範囲における米の移動であったと思われる。「長屋皇宮」といった令制に反

した用語の使用からみても、先にも述べた如くきわめて私的な範囲のものと言えよう。またほぼ同文のものが三通あるということであるが、それは次のような用途によると考えられる。一つは「長屋皇宮」へのいわば納入伝票にあたるもの。次は、持参した人夫が証明を得て持ち返るべきもの。もう一つは納入側の控えである。ところがその三通が揃つて出土したということであるから、この春米の納入は現実には行なわれなかつたということになる。つまりこの木簡は、「長屋皇宮」にもたらされたものではなく、納入側に残されたものということになるのである。とすれば、これもまたこの邸宅を長屋王のものとする根拠とはなりえないのであろう。

さて以上により、断定はできないにしても、この邸宅の所有者を長屋王と考えることには疑問があることを指摘してきたのであるが、次に北宮・氷高内親王の場合についても若干の検討を加えておきたい。

まず北宮であるが、これに関する木簡はいずれも地方あるいは邸外からの付札で、その限りこの邸宅を「北宮」とすることに何ら支障はない。木簡の内容も④⑤は類似のもので、津税使の津は津国、税は出拳稻を指すと考るべきで、北宮が津国に所有する所領または稻穀の管理のために派遣されていた使者からの進上物に付せられていた付札であろう。<sup>100</sup> 次の⑥⑦は贊の付札である。これには註(5)で記したようにはたして北宮に直接納入されたものか疑問もあるが、

一応そう考えておくと、贊は本来天皇に対する供御物であるから、特例だとしても北宮の所有者が天皇に準ずるか、または天皇ときわめて近い人物とせねばならないであろう。最後に⑫⑯は、それぞれ某国鴨郡<sup>101</sup>、越前国足羽郡阿須波里<sup>102</sup>から貢進された俵の付札であるが、これらも北宮がその地に所有する封戸・所領・稻穀などに関わるものであろう。

氷高内親王関係としては⑧のみであるが、内容は備後国葦田郡葦田里より春税すなわち出拳稻を春米としたもの五斗を納入するといふものであるが、この場合も氷高内親王の所有する封戸・所領・稻穀などのいずれかに関わるものと考えられる。わずか一通とはいえ付札に宛先として記されているのであるから、氷高内親王がこの邸宅の所有者である可能性は残されているとすべきであろう。

木簡の宛先による検討は以上であるが、結論としてはこの邸宅が北宮である可能性がもつとも高く、氷高内親王宮の可能性もあり、長屋王家の場合はきわめて少ないといってよいであろう。ところで、そのもつとも可能性の高い北宮とは誰の宮なのであろうか。といつてもすでに自明の感があるが、一応ここで確認のための作業をしておきたい。

「北宮」の存在を示す資料はこの木簡以外に二つほどあり、いずれもここでいう北宮のことである。一つは、和銅五年十一月十五日に「長屋殿下」(長屋王)が文武天皇の崩御を悼んで大般若経を写し

た、いわゆる長屋王願經（「和銅經」）の跋文に見え、もう一つは「神

亀三年山背國愛宕郡雲下里計帳」<sup>14</sup>に戸主出雲臣筆の男出雲臣安麻呂

が北宮帳内として見えるものである。出雲臣安麻呂は木簡にも見え、<sup>15</sup>これにより北宮が同じものであることが確認される。そこで北宮の

所有者であるが、後者に帳内とあるから神亀三年段階で親王あるいは内親王でなければならない。その点で、既出の人物のうち冰高内

親王は靈亀元年に即位しているから外れる。また前者の長屋王願經

の場合、「北宮」はその跋文の末尾に記されており、跋文の作者自身を示すか、写経の行なわれた場所を示すと思われるが、その場合北宮は写経を行なった長屋王に代って跋文を作成したか、あるいは長屋王が北宮で写経を行なったことを意味する。いずれにしろ北宮

は長屋王の写経に深く関与しているということであるが、とすれば、そこでいう北宮あるいはその所有者を、亡くなつた文武天皇の妹で長屋王の妻である吉備内親王以外に考へることはできないであろう。

また先の贊貢進の特例に關しても、彼女は和銅年間当時は元明女帝の女、また靈亀以後は元正女帝の妹であるから十分ありえた筈である。とすれば、もはや北宮とは吉備内親王その人、またはその所有する宮であつたと断定してよいであろう。<sup>16</sup>

なお、その際注目すべきは、跋文で吉備内親王が長屋王を長屋殿下と称していることである。「儀制令」では殿下は三后・皇太子に対する敬称とされており、「王」にすぎない長屋王に使用さるべき

ものではない。しかし、それが吉備内親王によるものであつたとすれば、われわれは直ちに先に見た「長屋親王」木簡を想起するであろう。おそらく長屋王の即位を望む妻の吉備内親王は、私的な場においてはそのような呼称をあえて憚らなかつたのであろう。

さて、この邸宅の所有者を考えるもう一つの方法は、その家政機関を検討することである。『概報二十一』には、邸内家政機関から発給された多数の木簡が収録されており、それぞれに発給責任者の人名あるいは官名、時には署名も記されているが、そのなかに家令以下四等官の官名が少なからず見える。そしてこの官名を手掛りにすれば、家政機関を所有する人物の位階、さらには本稿の場合その人物の名も明らかにできそうである。

ただそのような考察をする前に、邸内で発給された木簡が何故邸内に保存され、さらに一括して投棄されたのかという点を含め、家政機関の構造に様々な問題があるので、それについて簡単に私見を述べておきたい。

邸内から発給された木簡を検討すると、そのほぼすべてに家令・扶・從・書吏（大・少書吏）の官名または署名、あるいはその下の人物の名または署名が記されている。これらの人物が木簡の発給責任者であることはいうまでもないが、ここでは彼らが所属する機関名を仮に家令所と称し、そのうち特に四等官の下のメンバーを家令所雜仕または單に雜仕と称しておくことにする。さて、この家令所

が家政の実質的運営主体であつたといえるのであるが、その上に、「以大命符」という木簡が示すごとく大命を発する命令主体があり、もちろんこれが家政機関の所有者である。それ故、家令所は通常の任務を遂行する一方、臨時に大命に従うことになる。また家令所は家政の運営のため様々な命令を発するが、その内容は政所・務所に対して物質の調達を命じたり、内親王・石川夫人・竹野王・某若翁などの人々や、馬司・鑄物所・鍔盤所・工司といった邸内の役所、あるいはそこに服務している人々に対して米飯の支給を命ずるといつたものである。それ故、これらの木簡は、邸内に居住する人々や家政を構成する様々な役所の全貌を明らかにする貴重な資料であるが、ここではそれを論ずる余裕がないので物資の保管・出納と、それに伴う木簡の移動を中心に、簡単に述べておくことにする。

まず物資の保管場所であるがこれについては次のような木簡が注目される。

- ① 符 奈良務処大御食春分出
- 九籠二升入三口
- 塩一斛九斗進下 附口
- 五月七日 家令
- (概報二十一・5頁-8)
- ② 移 政所 各兄麻呂之厭用糸十五絹布十五常
- 遣北御倉鎰一勾藏鎰一塩殿鎰一勾右三
- ・ (裏略)
- (同右・6頁-14)

©・移 奈良務所専大物皇子右二処月料物及王子等  
・公料米進出 附紙師等 五月九日少書吏置始国足 家令 家扶

(同右・6頁-19)

政所と務所(務処)は、ともにマツリゴトドコロと訓み、ほとんど区別なく使われたということであるから、両者を同じものとした場合<sup>(18)</sup>、右の三通の木簡はいずれも家令所が政所・務所に物資の進上を命じたものである。しかも⑤ではそのため鎰を遣わしているのであるから、これにより物資の保管・出納は政所(務所)が行ない、鎰の管理と物資の移動に関する命令は家令所から出されると解してよいであろう。とすれば、木簡の移動に関しては次のように理解しうるであろう。例えば©の木簡の場合、家令所が奈良務所に対し、専(の)大(御)物と皇子の月料および王子等の公料米の進上を命じたが、紙師らがその木簡を持参し、務所で木簡と引き換えに品物を受取り、あらかじめ命じられている場所へ届けるというものであろう。また一般的な米飯支給木簡の場合も、例えば「竹野王子御所進米一升 受大津」「十二月五日 広嶋」(概報二十一・15頁-120)の場合、おそらくは竹野王子の御所から請求をうけて、家令所が米の支給木簡を発行する。大津なる人物がその木簡を持参して、やはりそれと引き換えに米を受取り竹野王子の御所に届けるといったものであろう。このように解せば、木簡は最終的に政所・務所に残されることになり、一括して出土した理由も説明が付くであろう。<sup>(19)</sup>

またついでに、これら家政機関の景観を想像しておけば、邸宅の

所有者とその関係者が居住する御所とは別に、様々な役所などの施設が存在する一角がある。『昭和六十三年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』によれば、一・二・七・八坪の邸内には塙で囲まれた三つの区画、中央南の「中心区画」とその西側に「西区画」「西北区画」があり、これらは邸宅の所有者とその関係者が居住する御所と思われるが、東北部からその南にかけての地域にはそのような区画は無いということである。大量的木簡が出土したのも概ねこの地域であるから、家政機関を構成する様々な施設があったのはこの地域であろう。その中で正門にあたる二条大路に面した北門の近くで、先の三つの区画すなわち御所にも通じるところに家令所があり、またその近くに多くの倉を有する政所・務所があり、その背後に馬司・铸物所・工司など様々な施設があつたというものであろう。<sup>(2)</sup> そして家令所のメンバーは絶えず御所にも出入りして主人の側近くつかえる一方、多くの施設やそこで服務する人々にも配慮しながら家政を運営していたのである。

さて、邸宅内の状況については大略右のように考えるが、そこで次に木簡の署名欄に見える四等官の名称によつて、家政機関の所有者を検討してみよう。

署名欄には実は雜仕の名が多く、雜仕のみの場合も少なくないのであるが、いま四等官の部分のみを取り出せば、その組み合わせは

次の通りである。数字は事例の数である。

- a 家令・家扶・少書吏(2)、b 家令・家扶(3)、c 家令・家従(1)、  
d 家令・少書吏(1)、e 家令(2)、f 家扶・家従(2)、g 家扶・大書吏  
(1)、h 家扶・少書吏(2)、i 家扶(1)、j 家従・少書吏(1)、k 家従(3)、  
l 大書吏(2)、m 少書吏(4)、n 書吏(2)

また候補にあげうる人物の当時(和銅四年～靈亀二年)における位階と、その家令以下の官名の組み合わせを記せば次の通りである。品位の場合は内親王を記した。

氷高内親王 二品 家令・扶・従・大書吏・少書吏

靈亀元年正月一品 家令・扶・大従・少従・大書吏

・少書吏

同年九月即位

吉備内親王 三品 家令・扶・従・書吏

長屋王 徒三位 家令・書吏

靈亀二年正月正三位 組み合わせは徒三位と同じ

まず大従・少従は見えないから一品は考慮から外してよいであろう。次に識別の基準になるのは、大・少書吏と書吏の別であるが、大・少書吏を有するのは二品の氷高内親王のみで、これにより彼女の家政機関が存在したことが確認される。次に吉備内親王と長屋王の場合であるが、組み合わせの中に家扶・家従あるいはそのいずれかと書吏とのものが無いので、これのみでは識別不可能であるが、

実は決定的根拠がある。それは木簡全体の中に資人の語が見えず、帳内のみである点である。言うまでもなく帳内は親王・内親王に支給されるものであるから、長屋王の可能性はなくなる。すなわち、この家政機関は氷高内親王、吉備内親王という姉妹のものといふことになる。これは、先の木簡の宛先による推測と完全に符合し、もはや動かし難い事実といえよう。

### 一一 居住者をめぐる諸問題

前節の考察により邸宅内には氷高・吉備両内親王の家政機関が存在していたことを明らかにしたのであるが、しかしこれによつて全てが解決されたわけではない。はたして二人の内親王がこの邸宅の中で同居しているのか、二つの家政機関の関係はどのようなものか、また長屋王の存在は、さらには竹野王・山方王あるいは長屋王の妾とされている石川夫人・安倍大刀自および多数の若翁の存在はどうのようを考えたらいのか。残された問題は尽きないのである。もちろんこれらの問題を明らかにするためには、現状では資料的に限界があるのであるが、なお紙数の許すかぎりこれらの人々の居住状況について検討を加えることにしたい。

まず、最も重要な氷高・吉備両内親王についてであるが、これについては一つの家政機関をさらに検討する必要がある。すると実は

意外なことに気付くのである。というのは両者は別個の機構であるから、四等官レベルはもとより雑仕レベルに至るまで一応異なつた人的構成をなしているように見える。例えば署名欄に大書吏・少書吏とともに見える百足（概報二十一・18頁-159'以下頁数と木簡番号のみを記す）・麻呂（18頁-162）・甥万呂（20頁-185）・山万呂（23頁-221）・得足（26頁-95）・若万呂（15頁-114）・石嶋（19頁-168）・豊国（19頁-173）・黒万呂（19頁-175）・稻虫（20頁-182）・君万呂（21頁-196）・首万呂（22頁-211）・大嶋（25頁-250）らは氷高内親王家に属し、書吏とともに見える石角（13頁-95）・得足（26頁-264）らは吉備内親王家に属するといえる。

ところが14頁-109の木簡では所属を異にしている筈の甥万呂と君万呂の名が同時に見えるのである。それどころか5頁-2の木簡には「吉備内親王大命以符」とありながら、署名欄には少書吏国足と見えるから氷高内親王家の家令所のものである。また同じく6頁-19（前節⑤木簡）も氷高内親王家のものであるが、独身である筈の内親王の家政機関が皇子や王子の月料・公料米の支給を命じているのである。以上のような事例は、子細に見ればさらに増えるのであるが、これらのこととは両家の家政機関が形式的には別個のものであつても、実はその運営過程においては、少なくとも部分的には融合していたことを示すものであろう。とすれば13~14頁-87~103の木簡に単に「御所」とあるのは氷高内親王の御所、「内（御所）」あるいは「内親王御所」とあるのは吉備内親王の御所を指すとする。

豊國・道末呂といった人物が両家双方に米の進上を命じているのも異とするには足らないであろう。すなわち、両家の家政がほぼ一体のものであったということである。

ところで以上のように解することにより、二人の内親王が邸内に同居していることになるのかというと必ずしもそうではない。一体なのは家政機関であって、当然御所は別なのであるから、両者が同じ邸宅内に居住していたとは限らないのである。そこで両者の御所のある邸宅をあらためて推測してみようと思う。

まず両者の規模であるが、平城京の場合明確な規定を見出し難いので、持統紀五年十二月乙巳条の藤原京の場合を準用すると、右大臣の宅は四町、直廣式（四位相当）以上は二町ということである。遷都當時冰高・吉備両内親王はそれぞれ一品・三品と思われ、しかも元明女帝の女で、故文武天皇の姉妹という点を考慮し、さらに当時の平城京が空間的に相当の余裕があったものとすると、やはり両者とも四町程度の占地は十分可能であったと見てよいであろう。それゆえ一・二・七・八坪の中には「中心区画」「西区画」「西北区画」の三つの区画があつたとしても、それらはやや大きい「中心区画」が実質一町程度あるものの他は一町をかなり下回る訳であるから、これを個々に二人の内親王の御所とすることはできず、全体として一つのまとまりと見るべきであろう。その場合前節註<sup>16</sup>で紹介した「吉備内親王」の木簡の出土地点などを考慮すると、やはりこの

四坪全体を北宮とするのが妥当であろう。

次に、右の如く一・二・七・八坪を北宮とした場合、注意すべきは北宮の呼称である。一般的に「北」には北政所といった如く正妻の意味があるようであるが、しかしそれはここを長屋王邸としてその中の北宮とした場合で、既にここが長屋王邸ではないことが明らかなのであるから、長屋王の存在とは別に吉備内親王の宮を北宮と呼んだと考えるべきであろう。とすれば、この場合の北は藤原南家・北家といった如く、単に方位によるものと考えるべきであり、その場合は南に基準となる冰高内親王の宮を想定するのが普通であろう。

そこで次の問題として、南側の四町すなわち、三・六坪を冰高邸と考えることができるかということであるが、六坪を除いてまとまつた発掘成果が存しない以上、確たることは言えないのだが、私は次のような事実により、この南側四坪を一括して冰高邸と考える余地があるよう思う。

まず第一に、三・六坪全体を冰高邸とした場合、家政機関の一体性からしても、北側の吉備邸すなわち北宮と一体のものであつたと思われるが、前節で見た流路 S D 一五二五の存在はその可能性を示すものではなかろうか。さきに述べた如く、この流路は菰川または菰川の支流の旧河川を残す形で、東二坊々間路西側溝から流入し、七・六・五坪を南流して周辺の低湿地帯の水を集める排水路であつ

### 所謂『長屋王家木簡』の再検討

たが、もしも北の一・二・七・八坪と南の三・六坪を別個のものとして、その間に三条々間路を設定する場合、当然その南北の側溝とぶつかり、その排水もSD一五二五に流入することになる。しかし、それでは街路の大量の排水を邸内に引き入れることになり甚だ不自然ではなかろうか。当時の技術水準においても、この程度の河川の付け替えは用意で、その場合SD一五二五を埋め立て東二坊々間路西側溝に排水するのが普通であろう。事実のち一・二・七・八坪が分離され、さらに四坪に分割される天平中期には、この流路は完全に埋め立てられ、そこに新たに井戸水を利用した園池が設けられる（これが宮跡庭園である）のである。とすれば、考えられるのは、平城京造営当初においてそのような整地をする以前に、一・八坪全体が一括され、旧流路ごと占地され、まず外郭が成立した場合であろう。その場合には三条々間路を設定する必要はないのであるから、邸内の水をここに集めるため、浅くなつた旧河川の中央部を穿つて排水機能を高める作業が行なわれた、つまりSD一五二五ができるとして十分説明がつくのである。

そして第二に、南側四町分を氷高邸とした場合、三・六坪全体を一つのまとまつた邸宅と考えねばならないが、実はその可能性も少なくないのである。既に流路SD一五二五の存在から六・五坪の連続性は認めうるし、さらに六坪とその西の三坪との連続性も可能性が高いのである。というのは、六坪の場合、坪のほぼ中央をSD一

五二五が流れているため主要建物はその西側に設けられているが、『六坪調査報告』八十八頁によれば、奈良朝前期の段階では、六坪の西北部に、北に正殿SB一五七〇・SB一五七一が並び、南に前殿SB一五四二、東側に脇殿SB一五七三・SB一五〇五などが整然とした官衙的な配置をもつということであるが、さらに最近、これらの建物群の西側の脇殿にあたる所に、この時期としては初めての礎石建物が発見されており<sup>24)</sup>、その位置がほとんど六坪西端に近いことから、敷地全体が西側の三坪にもまたがる可能性が強いのである。

以上、いさかまわりくどい説明をしてきたのであるが、結論として遺跡の面からも、一・八坪全体が平城京造営当初において一括占地されたもので、かつそのうちの北側四坪が北宮として一つのまとまりを持つように、南側四坪も氷高内親王の宮としてまとまつた邸宅であった可能性を指摘してきたのであるが、実は木簡の面からも、多少とはいえるこの地を氷高内親王の宮と推測することが可能である。というのは、前節でも述べた如く、SD一五二五の流路からは「中務省少録」「海上媛」といった木簡が出土しているのであるが、これらは居住者が天皇の地位ときわめて近いことを物語っている。それは単に元明天女帝の女のみではなく、天皇が天皇に準ずる存在という意味である。とすればそのような人物としては、和銅末年にはすでに即位を予定されていた氷高内親王をおいていない

ことは明らかであろう。

そして最後に、その宮の名も推測しておけば、北宮に対して南宮でもよいが、むしろこちらの方を中心と考えるべきであるから、たまたま『概報二十』八頁所収（東二坊坊間路西側溝SD〇〇一出土）木簡にあるように「正宮」の語がよいのではあるまいか。

ところで、以上述べてきた如く、二人の内親王の宮は平城遷都とともに、南北相接して創建されたのであるが、その後の運命はそれ

ぞの主人のそれとともに大きく異なつていていたようである。南の氷高内親王の宮は、靈龜元年に彼女が即位した後はおそらくは離宮とされ、退位した後は再び居所とされたと思われ、その間玉石を敷きつめた美しい曲水池として整備されるなど、長命な彼女にふさわしく、奈良時代を通じて長く存続したのにたいし、吉備内親王の北宮は、天平元年（神龜六年）二月に夫の長屋王と膳夫王らの男子とともに彼女が自経すると、前節Eの木簡群（一条大路南側溝北の東西大溝SD一六〇出土）が示すごとく公的施設とされた後、天平中期には四坪

に分割され、さらにその後再び四坪の邸宅となつたり、分割されたりと転変を重ねるのである。ただ本稿で主に対象とした和銅年間は、彼女たちが最も平和で幸福な日々を送っていた時代であったと思われる。長屋王はまだ三十代で、従三位式部卿とはいひまだ廟堂に列してはおらず、しばしばこの邸宅を訪れたことは「長屋親王」木簡などの存在から窺えるし、また彼より三歳下の氷高内親王は既に

ある程度即位が予定されていたとは思うが、先に明らかにした如くその家政機関は北宮と一体であり、吉備内親王の一族とともに賑やかな生活を送っていたのである。そして靈龜元年氷高内親王は即位する。その翌年と思われるAの木簡群（八坪東南の溝SD〇一四出土）の一括投棄は、両家の分離による資産整理に伴うものであつたと思われるが、これが皮肉にも内親王姉妹の別離の始まりであつたのかも知れない。

次に、右の二人以外の人物であるが、これについては甚だ不明な点が多い。多くは米飯支給木簡の宛先としてその名が見えるものであるが、すでに北宮の外にも居住空間が広がっており、また北宮の内部には吉備内親王の御所と推測される「中心区画」を除くと、他に「西区画」と「西北区画」しかないのである。彼らの居所を一・二・七・八坪の邸内に限定しえないことは明らかである。したがつて以下はほとんど憶測に属することであるが、気が付いた点を述べておきたい。

まず注目されるのは、彼らのなかに御所・宮を構えているものがであることである。それらを『概報二十一』から列挙すれば、安倍大刀自御所（15頁-110）、山形皇子宮（15頁-111）、竹野王子御所（15頁-118・120）、春日宮（16頁-133）、西宮（16-17頁-136-147）である。このうち春日宮は春日が地名であるとする北宮の周辺には考え難く、例外として本稿の考察から外することにするが、他は一応氷高・吉備

両内親王の家政機関の管理下に置かれていたか、あるいは深い関係を有していた人物の居所と見なしてよいであろう。そこでこれらについて順に検討を加えておく。

まず安倍大刀自御所であるが、これが長屋王の妾で、賀茂女王の母とされる女性の居所であることは確実であろう。賀茂女王の名は木簡には見えず、他に子供がいたかも不明であるが、ともかく位階を有していた形跡の無い長屋王の妾が、独自の御所を構えていたとは考えられず、この地が長屋王邸でない以上、正妻である吉備内親王のもとで生活していたとする外あるまい。その場合先の三つの区画のうち、正殿ではない「西区画」か「西北区画」のうちのどちらかをこれに充てるべきであろう。

次に山形皇子宮であるが、山形皇子は他の木簡では山方王・山方王子・山形王子とも見えるが、高市皇子の女で長屋王の姉妹にあたり、神亀元年正四位下より正四位上に叙せられ、「天平七年相模国封戸租交易帳<sup>④</sup>」では從三位で御浦郡走水郷五十戸を封戸<sup>⑤</sup>とし、天平十七年八月正三位で薨じた山形女王のことであろう。もちろん王であるから、その居所を宮と称すのは正しくないが、私的レベルでそう呼ばれていたのであろう。ただこの女性は、個人的関係は知る由もないが、系譜上は吉備内親王よりも長屋王に近く、養老年間にすでに正四位下になっていたとすると、遅くとも和銅年間には蔭により從四位下となっていたであろうから、その宮を北宮すなわち一・

二・七・八坪の内部に設定するのは無理があり、恐らくは北宮の周辺に一町程度の邸宅を有していたものと思われる。

次に竹野王子御所であるが、竹野王子は他の木簡では竹野皇子とも記され、『続日本紀』に天平十一年に正四位下より從三位、天平勝宝元年に正三位、同三年に從二位に叙せられたとある竹野女王のことであろう。この女性は他に奈良県高市郡稻淵にある龍福寺の石造層塔の銘文に「天平勝宝三年歳次辛卯四月廿四日丙子 従二位竹野王<sup>⑥</sup>」と見え、『公卿補任』にも天平十六年非參議從三位(割註に「天智天皇十年辛未生」とある)、同二十一年非參議正三位、天平宝字二年条の割註に「至于今年補任不詳。薨歟。」とある竹野王と同一人物とせざるをえないが、女性を『公卿補任』に載せるのは疑問で、生年も天智十年というは誤りであろう。位階の昇進が山形女王より若干遅れ、北宮とも関係が深いとすれば、長屋王・山形女王の妹と考えるのがもっとも妥当であろう。<sup>⑦</sup> とすれば生年も天智十年辛未ではなく、天武十年辛巳の誤りとすべきであろう。またその宮の位置に関しても、山形皇子宮の場合と同じく北宮の外縁の地に求めるべきであろう。

最後に西宮であるが、この場合だけ人名が記されていないので、その居住者を直接明らかにすることはできない。しかし、それを考えるヒントはやはりその呼称にあるようである。というのは、西宮の西は北宮の北に対するものではなく、北宮内部の方位を示すと思

われるからである。北宮が外部から吉備内親王家全体を指す呼称として定着していたのにたいし、西宮は家政機関内部で米飯の支給木簡に見えるのみであるからそう考えてよいであろう。とすれば、山形女王や竹野女王のように一定の自立性を持たず、長屋王のもう一人の妻で、やはり正妻である吉備内親王の庇護下に置かれていたと思われる石川夫人を想定するのが自然であろう。彼女は、木簡では他に石川大刀自・石河夫人とも称されていた女性<sup>(5)</sup>で、その居所である西宮は、先に見た北宮の三つの区画のうちの「西区画」と「西北区画」のどちらかと考えるのが妥当であろう。

さて、以上の如く考えた場合、氷高・吉備両内親王に加えて山方王・竹野王の邸宅も相接して存在したことになるが、これらの人々はいずれも長屋王の女性親族であり、たとえ長屋王の邸宅が別の場所にあったとしても、これらの居住形態全体の背後に長屋王の存在を考慮せねばならないであろう。ましてこの北宮が全体として長屋王の妻たちとその子供らの居所であったとすれば、妻妾同居あるいは後宮的性格といいういささか穏やかならぬ事態となるが、しかしそれはそれで、当時の貴族層の婚姻形態あるいは居住形態を知る重要な資料として評価すべきであろう。

わられるからである。北宮が外部から吉備内親王家全体を指す呼称として定着していたのにたいし、西宮は家政機関内部で米飯の支給木簡に見えるのみであるからそう考えてよいであろう。とすれば、山形女王や竹野女王のように一定の自立性を持たず、長屋王のもう一人の妻で、やはり正妻である吉備内親王の庇護下に置かれていたと思われる石川夫人を想定するのが自然であろう。彼女は、木簡では

藤原氏と密接な関係がある。『懷風藻』『万葉集』あるいは「神龜經」に見える左保宅・作宝樓・作宝宮が長屋王の邸宅であったとすれば、左保の地は平城京の東北にあたり、北宮と春日宮の中間である。現状では確認しえないが、一つの可能性として提起しておきたい。またこの推測が仮に妥当とすれば、長屋王の妻妾のうち一人藤原不比等の女ののみが遠く離れていることに、やはり政治的背景を考えざるを得ないであろう。

さて、木簡からは以上のほか少なからぬ若翁の存在や、邸内で働く多数の人々が知られるが、紙数の都合もありそれらに關する考察は他日を期すことにしたい。

#### 註

(1) 長屋王は和銅二年以前に從三位になつており、靈龜二年正月に正三位に進んだ(『続日本紀』)。

(2) 「異議あり! 長屋王邸」(『別冊文芸春秋』一八八特別号)

(3) この流路SD一五一五は、從来、六坪の園池の導水路とされてきたものであるが、『六坪調査報告』で本文のように訂正された。

(4) 『平城宮発掘調査出土木簡概報二十一』六頁を本文のように略す。以下同様。また末尾の算用数字は『概報二十一』の木簡について、仮に147の番号を付したものである。

(5) (6)(7)は単に「北」とのみあり、あるいは貢進する側に關わる文字かも知れないが、「応「北宮」のことと解した。

(6) 「大殿」の上に「右」とあるので「右大殿」とし、これを右大臣すなわち当時の藤原不比等のことと見ることも可能であるが、「右」と「大

の間に若干の隙間があり、またここで墨を継いでいるので、単に「大殿」

と解した。その場合「右」は木簡が付された物品そのものを指すと考える。

(7) 『日本書紀』持統十年七月庚戌条では、高市皇子を後皇子尊と称して

いる。

(8) これにたいし、このような木簡の存在から、必ずしも律令制は厳密には守られていなかつたことを強調する考え方もある。私もその可能性を無下に否定するつもりはないが、その場合にはそれを支える基礎的事実を積み重ねる必要がある。このよう二・三の新出資料のみから論すべきではなく、ましてやこの場合は個人の邸宅から出土した木簡であり、これにより用語のレベルとはいえ律令制の限界を論ずるのは本末転倒といふべきであろう。

(9) 賛は本来は天皇に対する供御物として、地方の漁民たちが海産物などを貢進するものであるが、この当時すでに少なくとも貴族層においては中國的な贈答品の意味もあったようである。たとえば『続紀』神亀二年

十一月己丑条には「天皇御大安殿。受冬至賀辭。親王及侍臣等奉持奇翫珍贊。進之。」とあり、この場合相手が天皇のため特別な場合かも知れないが、奇翫と並んで珍贊であるから、意味としては一般的な贈答品として贊の語が使用されたと解することができよう。またついでに邸宅内から少なからぬ贊に関する木簡が出土していることについて述べておくと、確かに「北宮」木簡のよう直接邸内に納入されたものもあるが、「延喜大膳式」では、親王以下に月料として贊に相当する海産物などが支給されることになっており(『日本後紀』大同三年五月乙巳条に「停有品親王月料」とあるが、この場合それ以前であるから支障はない)、この邸宅の贊木簡も多くはそのような物と考えるべきであろう。ただその場合でも大膳職からの公的な文書に「長屋親王」といった律令に反する語が記されたとするのは無理で、それ故「長屋親王」木簡は本文のよう

に考えるしかあるま。

(10) 松原弘宣「津税使」について(『続日本紀研究』第二六一号)では、津を難波津、税を調庸を含む税物一般と考え、津税使は中官職の捉稻使(「天平九年播磨國正稅帳」大日本古文書二一六一・六二頁)・主稻使(「天平十年但馬國正稅帳」大日本古文書二一五〇頁)などと類似のものとすべきであろう。

(11) 『和名類聚抄』によれば、鴨郡(賀茂・加茂郡を含む)は參河・伊豆

・美濃・佐渡・播磨・安芸などの諸国にあり特定できない。

(12) 阿須波里(足羽里)は越前國足羽郡と越後國沼垂郡にあるが、一応前者とした。

(13) 田中塊堂『日本写經綜鑑』、『寧樂遺文』中巻、六一〇頁

(14) 『大日本古文書』一一三六四頁

(15) 概報二十一・28頁-292

(16) 『平城宮木簡三』2864に「吉備内親王」「□□□□〔違越八人カ〕」という木簡が紹介されているが、その出土地点はSD四九五一溝-Ⅱ区、すなわち東一坊大路西側溝で、本稿で問題としている邸宅の西北の三条二坊一坪の一坊大路を挟んだ向い側の溝である。この付近からは他に養老・神亀年間の木簡も出土しているから「違越」の文字が正しければ長屋王の変の際のものとも見なしうる。とすればこれもまた、この邸宅、おそらくは北宮を吉備内親王のものとする根拠に加えてよいであろう。

(17) 吉田孝「トロロ覓書」(『日本古代の政治と文化』)

(18) 務所を奈良務所と記すものもあるが(概報二十一・5頁8、6頁9・19)、これは平城遷都間もない時期であったので、藤原京のものと区別したためであろう。したがって両者は同じものと考える。

(19) 請求木簡は発見されていないので、おそらく口頭で行なわれたものであろう。狭い家政機関の内部ではそれで問題は生じなかつたのであろう。

(20) 木簡が一括されていたことから、これらを発給者（私見では家令所）が手元に残した控えとする考え方もありうるが、少数とはいえ實際の署名があるものもあるので本文のように考えた。

(21) 政所の景観としては、寺院の場合を参考にすることはできる。たとえば西大寺の「資財流記帳」（寧樂遺文）中—三九五頁によれば寺内に十棟の建造物からなる政所院がある。その内訳は中央に政所があり、それを囲んで東南に二棟の屋、東に一棟の屋、北に二棟の厨、西北に一棟の倉、西に一棟の厨と一棟の倉があるというものである。寺内には他に二十二棟からなる正倉院があり、資材の量で本稿で扱う邸宅とは事情が異なるが、一応の参考にはなるであろう。また正倉院文書によると、東大寺などの場合、むしろ政所そのものが家政の中心的機能を有しており、それは平安期の貴族のそれと共に通するが、本稿で述べた家令所は、そのうちの事務中枢のみを取り出したものということができる、たとえば西大寺の政所院の政所が独立して機能していたようなものとも解しえよう。

(22) 家政機関が融合していたとすれば、水高・吉備両内親王の御所の名称を区別せねばならないが、その場合位が高くあるいは即位も予定されたいた水高内親王のほうを単に「御所」とし、これにたいし吉備内親王のほうを「内御所」または「内親王御所」としたと考えるのが普通であろう。

(23) 「平城宮第二〇二—五次調査（平城京左京三条二坊六坪）現説資料」（一九八九・七・一）による。

(24) 『続日本紀』天平二十年四月庚申条に「太上天皇崩於寢殿。春秋六十有九」とある。

(25) 『懷風藻』により天武五年生れとする。和銅四年当時三十六歳、靈龜

元年に四十歳となる。なお『公卿補任』等は天武十三年生れとするが、これは正四位上直叙時の年令を「養老選叙令」授位条により二十一歳として機械的に計算したものと思われ、確たる根拠に基づくものではないであろう。

(26) 『万葉集』卷八—一六一三の賀茂女王の歌一首の割註に「長屋王之女。母曰阿倍朝臣也。」と見える。

(27) 『大日本古文書』一一六三八頁

『続日本紀』天平十七年八月壬子条に「正三位山形女王薨。淨広考高市皇子之女也」とある。

(28) 『奈良県史』16 金石文（上）八四頁、『寧樂遺文』下—九七一頁

(29) 5頁—「木簡に「志我山寺」が見え、「5頁—」15 木簡に「竹野王子山寺遣雇人」とあるから、竹野女王と志我山寺すなわち崇福寺とは何らかの関係があつたことが推測される。この崇福寺に関しては「延喜玄蕃寮式」の悔過の条に「凡崇福寺毎年四月十二月悔過各三日。四月十三日、十二月三日、始行。」とあるが、その四月十三日は草壁皇子の忌日、十二月三日は天智天皇の忌日であり、そのことから竹野女王が天智天皇・草壁皇子、特に草壁皇子と特別な関係にあつたとも解される。〔頁14頁—104 木簡には「旦風悔過布施文」とあり、これに関連して崇福寺の石造層塔の銘文には「朝風」の語も見えるので、一層その感を強くするのである。

(30) 14頁—104 木簡には「勅旨 石川夫人（以下略）」とあるが、この勅旨を発したのが誰か、また宛先とされる石川夫人が誰を指すかは問題である。勅旨を大命と同様のものとみて、水高・吉備両内親王のうちのいずれかのものとするのも一案ではあるが、勅旨が律令用語であることからすると疑問があり、やはり天皇のものとすべきであろう。その場合、この天皇を元明とした場合は永井氏の説（註2論文）の通り、石川夫人は天武天皇の夫人とせねばならないと思う。「夫人」が後宮の正式な身

分である以上、長屋王の妾を指すとは考えにくいからである。しかし、元正とした場合は若干事情が異なるのではなかろうか。というのは、元正天皇は即位以前、本稿で見た如く、吉備内親王と融合した家政機関から、長屋王の妾たちの生活をも庇護していたのであり、そこでは木簡にある通り石川夫人という呼称を日常的に使用していたからである。とすれば、天武天皇の夫人がこの邸宅にいるというのも唐突な気がするから、結論としてこの勅旨は、氷高内親王が即位後この邸宅に来臨した際、長屋王の妾の石川夫人に充てたものとするのが妥当なところではなかろうか。

(32) 本文で述べた私見が正しいとすれば、北宮は吉備内親王の所有する宮であつたが、現実にはむしろ長屋王の正妻と二人の妾とその子供たちが居住する、いわば後宮的性格をもつと言わねばならない。加えて長屋王の姉妹と思われる山形女王・竹野女王、あるいは義理の姉といえる氷高内親王も近接の地に居住するとなれば、この地域全体が長屋王の女性親族たちのための特別地域であつたことになる。私は前節における木簡の分析においては、あえて長屋王の存在を否定し続けたのであるが、ここに至つて再び木簡全体の背後に長屋王の巨大な存在を意識しない訳にはゆかない。

確かに、彼の正式な邸宅とその家政機関は別の地にあつたであろう。恐らくは左保宅がそれで、『懷風藻』に見るごとく、多くの文人・貴族や外国使節らを招いて宴に興じたのはそこであろう。しかし、彼の私的な生活の場はむしろこの北宮を中心とする地域であつたに違いない。正妻の吉備内親王やその姉の氷高内親王、あるいは二人の妾、それに二人の姉妹とともに華やかな生活を繰り広げたのはこの地であつたに違ない。そして、いかに二品・三品という高貴な二人の内親王を含むとはいえ、皇居の東南隅に接する一等地に十町にも及ぶんとする広大な空間を用意しえた長屋王の巨大な権力に、我々はあらためて瞠目せざるをえ

ないのである。そしてまた、この事実は必ずや奈良朝初期の政局の理解にも、大きな影響を与えるにはおかしいであろう。単に長屋王の変のみでなく、例えば氷高内親王の即位といったことも含め、当時の政治過程全体における長屋王の役割の再検討を迫るものといえよう。

(33) 田中塊堂『日本写経総鑑』、『寧楽遺文』中一六一一页所収  
(34) 東野治之『続日本紀』と木簡(『新日本古典文学大系』月報3所収)によれば、若翁は男女を問わず若君という意味とのことである。

(付記) 本稿を執筆するにあつては、お茶の水女子大学で行なわれた研究会のお世話になった。夏休み中にも拘らず三日間にわたって会場を用意して下さった青木和夫先生はじめ、出席者は加藤晃・森田悌・梅村恵子・小口雅史・榎本淳一・丸山裕美子・鐘江宏之の諸氏である。一々記さなかつたが、木簡の解釈はもちろん構想全体にわたって、多くの御教示を賜った右の方々に厚く御礼申し上げたい。また奈良国立文化財研究所の綾村宏・森公章の両氏には資料の提供等多大の御迷惑をお掛けし、さらに田中哲雄・田辺征夫両氏からは貴重な考古学上の所見を賜つた。記して感謝の意を表する次第である。

〔補註〕この図は本稿で扱つた奈良朝初期(和銅年間)のものではないが、参考までに掲載した。